

平成 4 年 千葉市 告示 第 1 0 0 号

改正 平成 6 年 3 月 1 日 告示 第 5 9 号

改正 平成 8 年 4 月 1 日 告示 第 9 8 号

改正 平成 1 0 年 8 月 4 日 告示 第 3 1 2 号

改正 平成 2 7 年 5 月 2 7 日 告示 第 4 7 5 号

振動規制法（昭和 5 1 年法律第 6 4 号）第 3 条第 1 項の規定により、振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要がある地域を次のとおり指定します。

また、同法第 4 条第 1 項の規定により、特定工場等において発生する振動の時間区分及び区域区分ごとの規制基準を次のとおり定めます。

平成 4 年 4 月 1 日

千葉市長 松 井 旭

1 振動規制の指定地域

千葉市の全域。ただし、都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 8 条第 1 項第 1 号に規定する工業専用地域を除く。

2 振動の時間区分及び区域区分ごとの規制基準

時間区分 区域区分	昼間 (午前 8 時から午後 7 時まで)	夜間 (午後 7 時から翌日の午前 8 時まで)
	第 1 種区域	6 0 デシベル
第 2 種区域	6 5 デシベル	6 0 デシベル

備考

- 第 1 種区域又は第 2 種区域の区域内に所在する学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）第 1 条に規定する学校、児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 7 条第 1 項に規定する保育所、医療法（昭和 2 3 年法律第 2 0 5 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館法（昭和 2 5 年法律第 1 1 8 号）第 2 条第 1 項に規定する図書館、老人福祉法（昭和 2 8

年法律第133号)第5条の3に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね50メートル以内の区域における規制基準は、この表に掲げる値から5デシベルを減じた値とする。

2 第1種区域及び第2種区域の区分は、次の表のとおりとする。

第1種区域	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域並びに市街化調整区域
第2種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

備考 市街化調整区域、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域とは、都市計画法(昭和43年法律第100号)第7条第1項及び第8条第1項第1号の規定により定められた区域及び地域をいう。